

さっぽろ子ども未来プラン 前期計画(平成16年度～平成21年度)の評価

基本理念

子どもの輝きが
すべての市民を結ぶまち

基本的な視点 1 子どもの視点

基本的な視点 2 次世代を育成する長期的な視点

基本的な視点 3 社会全体で支援する視点

基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

妊娠期からの継続した育児支援・育児不安に対する早期対応・母子保健に関する取組

基本施策 1 安全な妊娠・出産への支援

【妊婦一般健康診査】健診費用の助成回数を拡大(H19年10月に1回 5回、H21年4月に5回 14回)したほか、市外医療機関についても助成対象とした。

【母親教室両親教室等】【健康相談】出産を控えた両親に対して実施した事業について、参加者増となり、適切な知識の普及と意識啓発が促された。

【不妊治療支援】不妊治療に係る費用について、17年度から助成を開始し、その後、助成内容を拡大してきており、利用実績が増加している。

基本施策 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

【母子保健訪問指導事業】第1子のみが対象だった新生児訪問を19年度より生後4ヵ月までの全出生児に拡大し、育児不安の軽減に努めた。

【乳幼児健康診査の充実】全市的に未受診者対策を実施しており、受診率の向上が図られている。

【育児不安保護者支援事業】19年度から、育児不安の強い保護者を対象にしたグループ支援や、プログラムの提供など、虐待予防等を目的とした新しい試みを実施した。

基本施策 3 子どもと母親への健康支援

【食育推進事業】健やかで豊かな食生活を目指した札幌市食育推進計画(20年度～24年度)を策定し、保育所等で食育を推進する取組を進めた。

基本施策 4 小児医療の充実

【休日救急当番】【二次的救急医療機関運営】【土曜午後救急当番制度】年間全日の体制を確立するとともに、関係機関による協議会において、救急医療体制全体の再構築の検討を進めている。

基本目標 1 ～ まとめ ～

妊婦一般健康診査の助成回数を増やすなど妊娠中の負担を軽減するとともに、出産後についても、子育て家庭が孤立しないよう、育児負担を軽減するための施策に積極的に取り組みました。妊娠中から幼児期にかけて継続的に子どもと子育て家庭を支援することを目指して、様々な施策を拡充しました。

基本目標 2 子育て家庭を支援するしくみづくり

社会全体で子育てを支援するための方策や、子育てに伴う負担感の軽減を目指した取り組み

基本施策 1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開

- 【地域の子育てサロン】すべての小学校区での設置をめざして、設置の支援に取り組んだ結果、ほとんどの地域で子育てサロンが実施されることとなり、地域における子育て家庭の交流の場として機能している。
- 【区子育て支援センター設置】【子育て支援総合センター】18年度以降、区における子育て支援の拠点となる5ヵ所の「区保育・子育て支援センター」(ちあふる)を設置したほか、全市レベルでの子育て支援の企画・総合調整を行なう「子育て支援総合センター」を設置し、「三層構造」による子育て支援の体制整備が整ってきた。
- 【出前子育て相談事業等】外出が困難で子育てサロンなどを活用できない子育て家庭をサポートする事業を19年度から実施するなど、あらゆる家庭への支援に向けて体制を整備した。

基本施策 2 経済的な支援の取り組み

- 【保育料の軽減】保育料を国の基準額を大幅に軽減した額に設定して、保護者の負担軽減に取り組んでいる。
- 【乳幼児医療費助成制度拡充】就学前児童に係る医療費を無料とし、21年1月からは小学生の入院医療費を助成するなど、安心して医療を受けられる体制を整備。(21年1月より「子ども医療費助成」に名称変更)
- 【特定有料賃貸住宅の活用】子育て家庭への経済的負担を軽減するために、特定有料賃貸住宅の入居時の収入基準を緩和して家賃補助を拡大した(子どもの中学卒業まで家賃を据え置く)
- 【奨学金】奨学生を1,000人に倍増するため、20年度より採用者を段階的に増やすとともに、障がい者枠や定時制枠を設けている。

基本施策 3 家庭生活と職業生活の充実

- 【ワークライフバランス取組企業応援事業】ワークライフバランス(仕事と生活の調和)に配慮する職場環境づくりに取り組む企業を認証する制度を創設し、20年度末で56社を認証した。
- 【両立促進の啓発】各種講演会、講座の開催、情報誌の発行等により、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発に取り組んだ。
- 【女性の再就職支援事業】再就職を目指す女性を対象に、セミナー、職業相談、職業紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施した。セミナー受講人数は年々増加し、再就職支援に効果をあげている。

基本施策 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

- 【保育所の整備】入所希望者数の増加に応じて整備計画を前倒しし、順次、定員増に向けた整備を行なった。
- 【延長保育】【夜間保育】【休日保育】保育所の新築・増改築に伴い、延長保育実施保育所は8割以上(20年度末)、夜間保育は3ヵ所で実施している。また、休日保育についても実施箇所数を増やし(20年度末2ヵ所)、多様な保育ニーズに対応している。
- 【一時保育】保護者のリフレッシュ目的でも利用できる一時保育について、20年度にも実施箇所数増となり、全市81ヵ所で実施している。(ただし、受入人数は減少傾向にあり、より多くのニーズに応えられるよう実施施設に働きかけていく必要がある。)
- 【放課後子どもプランの推進】「すべての子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくり」を目的としたプランを策定し、地域や学校と連携しながら推進している。
- 【児童会館・ミニ児童会館整備】児童会館は中学校区に1ヵ所の整備をほぼ終え、ミニ児童会館についても整備箇所を増やした。このことに伴い、利用児童も増加し、放課後の居場所づくりを着実に進める結果となった。

基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援

- 【ひとり親医療費助成制度拡充】20年8月より就学前児童に係る医療費を無料とし、安心して医療を受けられる体制を整備した。
- 【療育支援事業(さっぽ・こども広場)等】発達に心配のある子どもへのグループ指導を、地域の保健センターや児童会館等で実施するなどして、地域の療育支援体制を拡充し、児童福祉総合センターでは、重複障害児やダウン症などの先天性障害児、難聴児童等、障がいに応じた支援を行い、発達支援や不安軽減に取り組んだ。
- 【自閉症発達障害支援センター】17年10月に、発達障がいの専門機関を設置し、発達障がい児や保護者に対する専門的な支援体制を整備した。
- 【障がい児等療育支援事業】身近な地域の療育相談窓口を順次増設し地域での療育支援体制づくりを図った。
- 【豊明高等養護学校整備】20年度からの定員増に合わせて校舎の増築・改修を行なった。また、教育内容の検討に向けて、検討委員会設置準備を進めている。
- 【特別支援学校の整備推進】可能な限り地域の学校で学ぶことができるよう、特別支援学級の整備拡充を図った。(20年度末の特別支援学級設置校は全体の55%に達している)

基本目標 2 ~ まとめ ~

すべての子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、地域の子育てサロンをはじめとする様々な施策を展開しました。また、仕事と子育ての両立を支援する「ワークライフバランス」に関する取組をはじめるとともに、待機児童解消に向けた保育所整備や就労形態の変化に応じた多様な保育サービスの拡充を図っています。しかし、待機児童の解消には至らず、両立を支援する基盤整備はまだ十分とはいえません。また、直接に企業を支援しようとするワークライフバランスについても取組をはじめたばかりで、今後は、企業に対する啓発や協働に向けたさらなる取組が求められます。

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

子どもの権利が保障される社会の実現・子どもの保護や相談体制に関する取組

基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

【子どもの権利条例の制定】「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」成立(21年4月1日施行)により、子どもの権利保障を進めるための仕組みを定めた。
【夜間休日の児童虐待通告初期調査委託】24時間体制が可能である児童家庭支援センターに、虐待通告の初期調査を委託することにより、通告後48時間以内に安全を確認する体制を強化した。

基本施策2 子どもを見守る地域の連携

【児童虐待予防地域協力員養成事業】児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員児童委員等に対する研修により、地域の協力員を養成した。
【子どもを守るネットワーク会議】適切な虐待対応には、関係機関の協力体制が必要なことから、児童虐待に係る関係機関の情報共有、情報交換、効果的な役割分担を進めている。

基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実

【児童家庭支援センター補助】24時間体制で相談を受けられる児童家庭支援センターを整備することにより、育児負担の軽減及び虐待予防体制を強化している。なお、今後も相談件数の増加に対応するため、センターを順次増設する必要がある。

基本目標3 ~ まとめ ~

権利条例の制定により、札幌市として子どもの権利保障に取り組む姿勢を明確にし、救済機関の設置など、権利保障の基盤が整いつつあります。今後は、広報や啓発を進めるとともに、この条例がより実効性のあるものになるような施策を展開する必要があります。

また、権利保障の一環として、児童虐待への対応体制についても強化を図っているところですが、虐待件数の急増をふまえ、被害に遭う子どもたちを少しでも減らすために、関係機関や地域との連携をはじめとする様々な視点からの取り組みをより一層進めていく必要があります。

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもの総合的な成長を目的とした、家庭・学校・地域の教育力の活性化

基本施策1 多様な体験機会の拡大(体験を広げる)

各部局において、科学、美術、音楽、国際交流など多岐に渡る体験型の事業を実施し、子どもたちが実際に体験しながら学べる機会を充実させている。
(主な事業 - 「子どもの美術体験事業」「学び楽しむ公園緑地事業」「アジア学生交流事業」等)

基本施策2 自立を促す企画・参画型事業の充実

各部局において、子どもたちが主体となって企画する参加型の体験事業を幅広く実施した。
(主な事業 - 「こどものまちミニさっぽろ事業」「さっぽろ夢大陸大志塾事業」等)

基本施策3 思春期の心とからだの健康づくり

【性に関する知識の普及・啓発】【思春期ヘルスケア】医療機関や保健センターが連携して行う学生等への啓発活動や、学校へ出向いての健康教育等を実施し、思春期の子どもたちが正しい知識習得につながった。

基本施策4 子どもの活動を支援する環境の整備

【学校・地域連携事業】運営委員会を設置して自然体験学習や社会体験活動等、総合的な学習の時間における子ども向けプログラムを企画・実施することにより、地域教育力の向上を図った。
【学校図書館地域開放事業】学校図書館を、地域における身近な文化施設として開放することで、生涯教育の場の提供及び地域教育力の向上を図っている。
その他、子どもが学習・遊びの面で活動しやすい環境をつくるとともに、子どもの育ちに係る家庭・学校・地域の連携体制を推進した。

基本施策5 魅力ある学校教育の推進

【不登校対策事業】スクールカウンセラーを全市立小中学校及び高校に配置するとともに、相談時間を拡充した。
【国際理解教育促進事業】19年度においては、外国語指導助手(ALT)43名により、中学校・高等学校へ配置を行った。23年度には小学校外国語活動が完全実施となるため、小学校専属のALTを別途増員する必要がある。
【学校評議員制度】地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱するなどの方法により、すべての市立学校で説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するため、本制度を導入した。

基本目標4 ~ まとめ ~

様々な部局で、子どもの視点を取りいれて、子どもが体験しながら学べる機会や企画段階から主体的に参加する事業を展開しました。また、学校教育の面でも、不登校対策を強化するとともに、質の高い教育内容を目指した様々な取組を進めました。

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実と安全で快適に暮らせるまちづくり

基本施策1 快適な生活空間の整備

【公的住宅の供給】市営住宅入居に際して、ひとり親世帯等の当選確率を高める優遇制度を実施している。

【福祉のまちづくり環境整備】地下鉄駅のエレベーターを順次設置し、妊産婦の方などが快適に暮らせるまちづくりを行った(20年度末で47駅に設置)

基本施策2 子どもの安心・安全の確保

【学校安全教育等の推進】登下校の見回り活動等を行う地域のボランティアを養成するなどの方法で、安全体制の整備に努めた。

【交通安全運動推進委員会の活動支援】交通安全推進委員会による交通安全教室を実施するとともに、交通安全指導員を配置して登下校時の安全確保に努めた。

【安全・安心なまちづくり推進】犯罪防止活動、犯罪防止するための環境整備等を規定した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を制定した。

基本目標5 ~ まとめ ~

子育て家庭の負担を軽減する住宅環境の整備や、地下鉄駅エレベーター設置等、暮らしやすい環境整備に努めてきました。今後も、より一層、施策を進める必要があります。また、犯罪防止に関しては、条例が制定されましたので、今後は、条例の主旨をふまえた具体的な施策を展開していくこととなります。

さっぽろ子ども未来プラン 前期の取り組み(まとめ)

札幌市では、「子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」を基本理念として、平成 16 年以降、様々な取り組みを進めてきました。

子育て家庭に対しては、妊娠期からの継続的な支援策（妊婦一般健康診査の拡充や母子保健訪問指導事業の対象拡大）の充実に努め、身近な地域における交流の場や相談の場の確保に向けて、子育てサロンの拡充を含む「すべての子育て家庭を支援する」ための体制整備に努めました。

また、「働きながら子育てできる」社会を目指し、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に係る取り組みとともに、両立支援の中核的な施策である保育所整備を進めているところです。

さらに、児童虐待の件数増加や内容の複雑化をふまえて、地域や関係機関との連携を視野に入れた早期対応、育児不安の軽減等を目的とした具体的な施策（育児不安保護者支援事業等）を展開しています。

また、未来を担う子ども一人ひとりの権利を守りはぐくむため、「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定し、全市的に権利保障に向けた取組を進める姿勢を明確にするとともに、子どもの視点を取り入れた様々な体験機会を提供してきました。



子育て意識の変化からみるプランの評価

札幌市が実施している「評価指標達成度調査」では、「札幌市は子どもを生き育てやすい環境である」と感じている人は、全体の 46.4%であり、18 年度からの推移をみると増加傾向にあります。

「札幌市が子どもを生き育てやすい環境である」 「そう思う」「まあそう思う」合計			
18 年度 43.3%	19 年度 41.0%	20 年度 46.4%	(資料 9)

また、子ども未来プラン後期計画策定にあたって 21 年 2 月に実施した「札幌市子育てに関する実態・意向調査」(以下「ニーズ調査」)では、「子育てに対する不安感・負担感」を感じる人は、15 年度の同調査に比べて減少しており、一方で「子育てに対する不安感・負担感」を感じない人は大幅に増加しています。市民の意識からみると、札幌市の子ども施策が一定の成果を生んでいると考えられます。

「子育てに関して不安や負担などを感じている」 (非常に不安や負担を感じる・なんとなく不安や負担を感じる)			
就学前児童の保護者	15 年度 56.0%	20 年度 47.2%	(資料 6 9 p)
就学後児童の保護者	15 年度 55.5%	20 年度 45.8%	

「子育てに関して不安や負担などを感じていない」 (あまり不安や負担などは感じない・全く感じない)			
就学前児童の保護者	15 年度 30.8%	20 年度 43.3%	(資料 6 9 p)
就学後児童の保護者	15 年度 32.4%	20 年度 42.4%	

前期計画の取組を、後期計画においても、引き続き推進していく必要があります。

後期計画策定に向けた今後の課題

【子どもの権利を保障する取組の推進】

21年4月に施行した「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、広報や啓発を進め、この条例がより実効性のあるものになるような施策を展開する必要があります。

【少子化の進行と子育て家庭への支援】

札幌市の合計特殊出生率は依然として減少傾向にあり、政令指定都市中、最も低い水準となっています。また、少子化の要因の1つとして考えられる「未婚率」も上昇しています。

[合計特殊出生率]14年度 1.06	19年度 1.02	[未婚率(15歳以上女子)]14年度 27.7%	19年度 28.7%
--------------------	-----------	--------------------------	------------

～ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の重要性～

評価指標達成度調査では、20代及び30代では「子どもを生き育てやすい」と感じる人が少なくなっています。このような「結婚や出産の選択」「第2子以降の出産の選択」をする世代が「子どもを生き育てやすい」と感じていないことが、「出産の抑制」、つまり「子どもの減少」につながっていると推測することができます。(資料9)

ニーズ調査の結果では、「出産前後に離職した」女性のうち、「職場環境が整っていれば就労を継続した」女性は23.8%に達しており(資料6 4p) 子育て家庭にやさしい職場づくりが求められています。また、同じ設問で「いずれにしても(職場環境が整っていても、仕事を)やめていた」と回答した女性は45.3%に達していることにも留意する必要があります。現在の就労希望が85.7%あるということを考えると、「いずれにしてもやめていた」理由は、「育児休業制度があったとしても実際には利用しにくい」「現行の制度は、子育てをしていくのに十分な支援ではない」「制度を利用したとしても女性に係る育児負担は大きい」と感じている女性が多いことを表しているともいえます。

札幌市の特徴として、男性・女性ともに年間就業日数が他の政令指定都市に比べて多いという現状があります(資料5 7p)。このような事実も、「育児休業を利用しづらい」「育児に係る夫との分担が難しい」と女性が感じる背景にあると考えられます。

札幌市では、保育所の増設を順次進めているにも関わらず保育所入所待機児童の急増に追いついていない現状があります。子育て中の女性の「仕事と子育ての両立」を実現するための重要な施策である「保育所の整備」や様々な就労形態に対応した「休日保育、延長保育等の保育サービス」は緊急の課題となっています。

「子どもを生き育てやすい社会」を目指し、まずは「仕事と子育てを両立」できる環境づくりを進める必要があります。そのためには、企業の理解促進を含めた実効性のある取組とともに、仕事と子育ての両立を実現するために必要となる「保育所の整備」及び多様な就労形態に対応する「保育サービス」等に、より一層重点を置くことが求められます。

同時に、仕事の有無に関わらず、すべての子育て家庭を支援する視点も持って、様々な取り組みを進めていく必要があります。

【子育てに係る経済的な支援】

札幌市では、子育て家庭を経済的に支える代表的な取組として、国の制度に基づく児童手当を支給し、また、保育料を国の基準により独自に軽減しておりますが、評価指標達成度調査では、「子育てしやすいまちにするために積極的に取り組んでほしいもの」として、「児童手当の支給や保育料の軽減など子育て家庭への支援策を充実する」(51.5%)が最も支持されており、これは、特に20代30代のこれから子育てする世代や現在子育てに取り組んでいる世代に、顕著な傾向となっております。(資料9)

子育てに係る経済的な支援にあたっては、児童手当等、国の制度として実施している事業については、さらなる制度の充実を求めていきます。また、保育料の軽減については、子育て家庭全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら今後も実施していく必要があります。

【児童虐待への対応】

札幌市では、児童虐待への取組として、「子どもを守るネットワーク会議」設置等の関係機関との連携体制を構築する取組、育児不安のある親への支援(「育児支援家庭訪問事業」「育児不安保護者支援事業」等) 速やかな初期対応を目的とした「夜間休日の虐待通告等に関する初期調査業務委託」等、様々な方策を講じているところです。しかし、依然として虐待件数は増加しており、被虐待児を緊急に保護する場所である「一時保護所」のより一層の整備や、里親及び児童養護施設の活用に向けた方策が求められています。また、被虐待児の増加に応じて、専門的なケアや自立支援についても、より積極的に取り組む必要があります。

急増する児童虐待に対応する体制整備、被虐待児のケアや自立支援等について、重点的に取り組むことが求められています。